

令和5年4月6日

赤穂市立赤穂西中学校
保護者の皆様

赤穂市立赤穂西中学校
校長 杉山 建一

令和5年度新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の 見直し等について（R5.4.1～R5.5.7）

このたび、文科省から上記の通知（令和5年3月17日付け）と衛生管理マニュアルの改訂（Ver・9）が示されました。通知では、生徒・教職員とも学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とするとともに、効果的な換気の実施など、場面に応じた感染対策を講じることが指示されています。本校においても下記の見直しに取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染症が、5月8日に5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われることを申し添えます。

また、当該対策本部決定においては、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、併せてお知らせします。

記

1. マスク着用の考え方の見直しについて

（1）基本的な考え方

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことが基本とされています。（マスクの着脱は、基本「個人判断」）
- ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用が推奨されます。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校ではマスクの着脱を強いることのないようにします。生徒間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう指導します。
- 学校教育活動の中で、以下の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じます。
（部活動等においても同様の活動を実施する場合も同様に対応します。）

【各教科等共通】

「生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ①気候上可能な限り、2方向の窓の同時開放と常時換気の実施。
- ②少人数グループでの実施と、大声での会話の自粛。
 - ・上記①②に加え、近距離で向かい合っただけの発声の自粛。

【理科】

「生徒がグループで行う実験や観察」

- ・上記①②に加え、共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順の工夫。触れ合わない程度の距離の確保。

【音楽】

「生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・上記①②に加え、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離の確保。原則、向かい合っただけの歌唱の自粛。

【美術】

「生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・上記①②に留意。

【技術・家庭】

「生徒がグループで行う調理実習」

- ・上記①②に加え、試食の際は、大声での会話の自粛。座席を向かい合わせにしない。向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）の確保。

【体育、保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

- ・上記①②に加え、大声での発声の自粛。
- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離の確保。大声での会話や発声の自粛。

○新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることがないようにします。

○咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

(2) 入学式等の実施について

入学式等の行事においてもマスクの着用については、個人判断とします。強制はしません。

2. 給食等の食事をする場面における対策について

○給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。

○大声での会話を控え、机を向かい合わせにしません。なお、基本的に「黙食」は必要ありません。

※R5. 5. 8以降については、別途連絡いたします。